令和６年６月

お客様各位

暗号資産業者等への投資詐欺にご注意ください

不正送金をはじめ、還付金詐欺や架空料金請求詐欺などの特殊詐欺の被害金が、暗号資産交換業者宛てに送金される事例が多発しています。

また、暗号資産（仮想通貨）やＦＸ（外国為替証拠金取引）、金などの投資勧誘に安易に投資しないようにしてください。「絶対に儲かる」等と持ち掛けられて投資した結果、返金されない・出金できないなどのトラブルが発生しています。

このような勧誘があった場合には、相手の言うことを聞く前に、警察、消費生活センターなどに相談してください。

① 暗号資産交換業者は、金融庁・財務局への登録が必要となっています。
暗号資産交換業者を利用する場合は、金融庁・財務局のホームページで「登録を受けていない事業者ではないか」、「無登録強者として警告された事業者ではないか」など、かならず確認してから利用してください。
URL（金融庁 HP）：「https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html」

② 投資詐欺では、振込先に個人口座が使われることがありますが、暗号資産業者や取引所への入金であるのに、個人口座に振込むことや、法人口座でも振込みの都度、振込先の金融機関や口座が変わることは不自然であり、振込先の口座が不正利用により凍結されている懸念があります。

○ 振込名義変更による暗号資産交換業者への送金停止等

暗号資産交換業者の金融機関口座に対し、送金元口座（法人口座を含む）の口座名義人名と異なる依頼人名で行う送金については、振込・送金取引を拒絶する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

以　上

川口信用金庫